

ご存知ですか？

障害者差別解消法

「障害を理由とした差別」をなくすための法律です。

障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくるために、行政機関や民間事業者を対象に定められました。

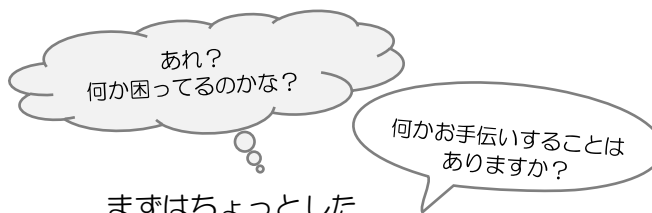
鎌倉市では、「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち」を目指しています。

障害を理解して、みんなが健やかで心豊かに暮らせるまちをつくっていきましょう。

まずは、障害のある人への差別をなくすためにどのようなことが必要かみんなで考えていきませんか？



わたしたちにできることって？



まずはちょっとした
気づかい、声かけから…

必要な配慮は、個々の障害や
具体的な場面、状況によって
一人ひとり違います。

障害のある人と相談しながら
対応に努めることが重要です。



《お問い合わせ》

鎌倉市役所 障害福祉課 障害福祉担当

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

電話：0467-23-3000（内線 2693）

FAX：0467-25-1443

E-mail：shafuku@city.kamakura.kanagawa.jp

みんなで知ろう 障害者差別解消法*



* 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、平成 28（2016）年 4 月 1 日からスタートしています。

鎌倉市

この法律では、行政機関や民間事業者
「不当な差別的取扱いの禁止」と
「合理的配慮の提供」を求めています。

「不当な差別的取扱い」とは？

正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスの提供を拒否することや制限すること、また、障害のない人にはつけない条件をつけることなどです。

ただし、正当な理由がある場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得よう努める必要があります。

「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人から何か配慮を求められた場合に、負担が重すぎない範囲で対応することです。

また、重すぎる負担があるときでも、障害のある人になぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、他の方法がないか考え、話し合って解決することも大切です。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
役所などの行政機関	禁止	法的義務
会社やお店など民間事業者*	禁止	努力義務

* 民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者、ボランティア活動するグループや自治・町内会なども含まれます。

正当な理由がなく、このような対応をすることは「不当な差別的取扱い」として禁止されています。

■ お店で

- ・ 車いすを理由に、飲食店への入店や施設の利用を断る。
- ・ 補助犬の入店・入場を認めない。

■ 各種入会手続きで

- ・ 障害を理由に、カルチャーセンターやスポーツクラブへの入会を断る。

■ 不動産の賃貸契約で

- ・ 障害を理由に、アパートやマンションを貸すことを断る。

<合理的配慮の例>

段差がある場合に、スロープなどを使って補助をする。



研修会などで、休憩時間の調整をするなどルールを柔軟にする。



共に生きる社会をつくるために

スクリーンや手話通訳などがよく見える場所に、座席を配置する。



順番を待つ際、いすや別の場所を用意する。



聴覚障害のある人には筆談や手話などでコミュニケーションをとる。
マスクをしている場合には外す。

